

令和5年3月6日
地域教育課

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 放課後児童健全育成事業者に対し、事業所ごとに安全計画を策定すること等を義務付ける規定を新設する。(第6条の2関係)
- (2) 放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の事業所外での活動等のために自動車を運行する場合の所在確認義務の規定を新設する。(第6条の3関係)
- (3) 放課後児童健全育成事業所に対し、事業所ごとに業務継続計画を策定するよう努めること等を義務付ける規定を新設する。(第12条の2関係)
- (4) 放課後児童健全育成事業者が職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施するよう努めることを義務付ける規定を新設する。(第13条関係)
- (5) その他規定を整備する。

なお、附則において(1)の経過措置を定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---------------------------------|---|
| <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(加える)</p> | <p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> |
| <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(職員)</p> | <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(職員)</p> |
| <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6)～(9) (略)

(加える)

第11条・第12条 (略)

(加える)

(衛生管理等)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6)～(9) (略)

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適当と認めたもの

第11条・第12条 (略)

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

第14条～第21条 (略)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

第14条～第21条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。